

## 緑あふれる公園緑地等整備事業補助金交付要綱

3 都市政緑第 3 1 号  
令和 3 年 4 月 2 6 日  
改正 4 都市政緑第 4 3 号  
令和 4 年 5 月 1 7 日  
改正 4 都市政緑第 7 7 7 号  
令和 5 年 3 月 2 8 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、都内の区市町村（島しょ部を除く。）が実施する都市計画施設以外の公園緑地等の整備事業に要する経費について東京都（以下「都」という。）が補助金を交付することにより、公園緑地等の整備設置を促進し、もって緑あふれる良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

### (通則)

第 2 条 この補助金の交付について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

### (定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 都市計画施設 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。
- 二 都市計画公園・緑地 都市計画施設である公園及び緑地をいう。
- 三 都市計画公園・緑地計画地 都市計画公園・緑地の指定を計画している土地をいう。
- 四 条例管理公園・緑地等 区市町村の条例等に基づいて管理を行う都市公園などの公園緑地及び都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条に定める特別緑地保全地区をいう。
- 五 条例管理公園・緑地等計画地 条例管理公園・緑地等の指定を計画している土地をいう。
- 六 公園施設 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条に定める公園施設をいう。

### (補助事業)

第 4 条 この要綱において補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす、都市計画公園・緑地計画地、条例管理公園・緑地等又は条例管理公園・緑地等計画地の土地の買入れ、公園施設の整備等とする。ただし、区市町村の条例等に基づいて管理を行う都市公園などの公園緑地で、第 5 条に規定する補助対象者が借地権者となっている土地の買入れにあつては、次の各号に掲げる要件のうち、第三号を除く要件を満たすものとする。

- 一 都市計画区域内であること。
- 二 補助事業完了時まで、都市計画施設の区域ではないこと。

三 補助事業完了時まで、区市町村の条例等に基づいて管理を行う都市公園などの公園緑地の区域ではないこと。

四 都市計画公園・緑地又は条例管理公園・緑地等としての開放時において、敷地面積に対する緑地面積の割合が、10分の2以上であること。

五 都から本補助金以外の補助金を受けないこと。

六 都として緑の保全創出を図るべき対象地として認められるもの。

#### (補助対象者)

第5条 この要綱において補助金の交付の対象となる者は、東京都内の区市町村（島しょ部を除く。）とする。

#### (補助金額、補助率等)

第6条 知事が区市町村に対し交付する補助金の額は、都の予算の範囲内において、補助対象事業費の額に、次項に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 補助率は、補助対象事業費の4分の1の額を限度とする。ただし、一定規模の緑の保全創出が認められるものの補助率は、補助対象事業費の3分の1の額を限度額とする。

#### (公園・緑地等の管理業務)

第7条 区市町村は、この要綱に定める補助金の交付金を受けて整備した公園・緑地等を、都市計画公園・緑地又は条例管理公園・緑地等として早期に指定するとともに、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従って使用し、その適正かつ効率的な運営を図らなければならない。

#### (補助金の交付申請及び交付決定)

第8条 この要綱に定める補助を受けようとする区市町村長は、知事が指定する日までに補助金交付申請書（別記第1号様式（以下「交付申請書」という。））に関係書類を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により区市町村長に通知するものとする。

3 知事は、前項に定める決定に当たって補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

#### (交付決定の変更等及び進捗状況報告)

第9条 区市町村長は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止するときは、速やかに補助金交付決定変更申請書（別記第3号様式）に関係書類を添付し、知事に申請しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- 一 用地費の用地単価の差金による減額に伴う補助金の額の変更
- 二 請負工事の場合の請負差金を生じた場合における整備費の減額
- 三 整備費の工種別の施工数量の増減が3割以内のもの

#### 四 整備費の工種別の金額の3割以内又は10,000千円以内の変更

- 2 知事は、前項の規定による申請の変更を適当と認めるときは、交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書（別記第4号様式）により区市町村長に通知するものとする。
- 3 知事は必要と認める場合には、区市町村長に対して随時、補助事業の状況の報告を求めることができる。

#### （実績報告）

第10条 区市町村長は、補助事業が完了したとき又は都の補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに完了実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添付し、知事に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第6号様式）により、区市町村長に通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第12条 知事は、区市町村長から前条の規定により確定した金額について、請求書（別記第7号様式）による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了するときまでに補助事業が完了しないときは、当該会計年度が終了したときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

#### （申請の撤回）

第13条 区市町村長は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、補助金交付決定通知書又は補助金交付決定変更通知書受領後14日以内に、補助金交付申請の撤回をすることができる。

#### （補助金の交付決定の取消し）

第14条 知事は、区市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 二 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- 三 補助事業を中止又は廃止したとき。
- 四 この補助金を他の用途に使用したとき。
- 五 補助事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
- 六 補助事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助事業費に達しないとき。

- 七 この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- 八 補助事業の内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
- 九 申請の撤回の申出があったとき。
- 十 都市計画公園・緑地、条例管理公園・緑地等の指定の計画を廃止したとき。

#### (補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しており、返還されるべき金額があるときは、区市町村長に対して期限を定めて、その返還を命じるものとする。

#### (違約加算金及び延滞金)

第 16 条 第 14 条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金等の返還を命じたときは、区市町村をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、<sup>うるう</sup> 閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満は数を切り捨てる。）を納付させるものとする。ただし、同項第 2 号、第 4 号、第 7 号及び第 10 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

2 区市町村に対し、補助金の返還を命じた場合において、区市町村がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、<sup>うるう</sup> 閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満は数を切り捨てる。）を納付させるものとする。

#### (帳簿及び証拠書類の作成、保存)

第 17 条 区市町村長は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から 5 年間又は対象地を都市計画公園・緑地、条例管理公園・緑地等に指定した年度の翌年度までのいずれか長い方の日まで保存しなければならない。

#### (監督等)

第 18 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける区市町村長に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

#### (その他)

第 19 条 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長



年度 緑あふれる公園緑地等整備事業  
補助金交付申請書

標記の事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

(3) 所在地

2 補助事業の完了予定期日

年 月 日

3 交付申請額 金

円

4 交付申請額の算出方法

(単位：円)

補助事業の経費	補助金の額※	備考

※事業費の4分の1又は3分の1の額（千円未満切捨て）

5 補助事業の経費の区分

(単位：円)

用地費	整備費	合計

## 添付書類

### 1 図面

一般図及び平面図

### 2 補助要件を満たすことが確認できる書類

### 3 用地費の場合は次に掲げる書類

土地買収費明細表及び用地の鑑定評価書  
用地補償図

### 4 整備費の場合は次に掲げる書類

工事設計書

### 5 その他関係書類

第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

区市町村長 殿

東京都知事



年度 緑あふれる公園緑地等整備事業  
補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度緑あふれる公園緑地等整備事業について、下記により交付することに決定したので通知する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業の内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書により申請のあったとおりとする。
- 3 条件等

上記2のほか、補助事業に係る条件等は、緑あふれる公園緑地等整備事業補助金交付要綱及び実施細目のとおりとする。

第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長



年度 緑あふれる公園緑地等整備事業  
補助金交付決定変更申請書

年 月 日付 都市政緑第 号で通知のあった 年度緑あふれる公園緑地  
等整備事業補助金の交付決定の変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 交付金額

交付変更申請額	金	円
既交付決定額	金	円
増（△）減額	金	円

添付書類

変更に係る必要な関係資料を添付すること。

記載要領

- 1 当該変更申請書は、設計変更等により、既に受けた補助金交付決定に変更を生じる場合に使用すること。
- 2 図面についても、変更前・変更後の施行箇所を図示すること。

第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

区市町村長 殿

東京都知事



年度 緑あふれる公園緑地等整備事業  
補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度緑あふれる公園緑地等整備事業補助金交付決定額の変更について、下記により交付することに決定したので通知する。

記

1 交付金額

交付決定変更額	金	円
既交付決定額	金	円
増（△）減額	金	円

2 補助事業の内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書により申請のあったとおりとする。

3 条件等

上記2のほか、補助事業に係る条件等は、緑あふれる公園緑地等整備事業補助金交付要綱及び緑あふれる公園緑地等整備事業補助金実施細目のとおりとする。

第 号  
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長



年度 緑あふれる公園緑地等整備事業  
完 了 実 績 報 告 書

年 月 日付 都市政緑第 号で補助金の交付決定を受けた標記の実績について、  
関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

補助金精算額 金 円

2 補助事業の実施期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日 (予定)

3 補助金精算調書

(単位：円)

区 分	補助事業の経費	補助金の額※	備考
交付決定額			
精算額			

※事業費の4分の1又は3の分の1の額（千円未満切捨て）

4 補助事業の経費の区分

(単位：円)

用地費	整備費	合計

添付書類

- 1 しゅん工図（平面図のみ）
- 2 整備費の場合は次に掲げる書類  
工事設計書
- 3 その他知事が必要と認める書類

第6号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

区市町村長 殿

東京都知事



年度 緑あふれる公園緑地等整備事業

補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で完了実績報告のあった標記補助金については、下記  
のとおり確定したので通知する。

記

1 既交付決定補助金額	金	円
2 確定補助金額	金	円
3 ( △ ) 減額	金	円

第7号様式（第12条関係）

請 求 書

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付 都市政緑第 号で確定通知を受けた 年度緑あふれる公園  
緑地等整備事業に係る東京都補助金として上記の金額を請求します。

なお、内訳は別紙のとおり

年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

